議案第89号

福岡市都市景観条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、本市の歴史資源等を活かした景観の形成を図るため、新たに 景観形成方針を定め、当該方針に係る区域において届出を要する行為を定める等の必要があ るによる。

福岡市都市景観条例の一部を改正する条例

福岡市都市景観条例(昭和62年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条中「の各号」を削り、同条第1号中「における」を「(別表に定める歴史・伝統ゾーンにあつては、景観計画において指定する区域を除く。)における」に改める。

第16条中「の各号」を削り、同条第2号中「建設等」を「建設等。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前条第1号の区域においては、建築物の建築等及び工作物の建設等とする。 別表に次のように加える。

歴史・伝統ゾーン

高さが15メートルを超え、又は延 べ面積が1,500平方メートルを超 える建築物の建築等 高さが15メートルを超える工作物 又は幅員が10メートルを超え、若 しくは長さが30メートルを超える 工作物(高架道路、高架鉄道、橋 りよう、横断歩道橋その他これら に類するものに限る。)の建設等

別表備考を次のように改める。

備考

1 景観計画に定めるゾーン区分とは、景観形成方針(法第8条第3項の規定に基づき

景観計画において定める良好な景観の形成に関する方針をいう。)ごとに定める区域 の区分をいう。

2 この表における高さは、最低地盤面(建築物又は工作物が周囲の地面と接する位置 の最低の高さにおける水平面をいう。)からの高さにより算定する。この場合において、 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及 び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物又は当 該工作物の高さに算入するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市都市景観条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手 する建築物の建築等及び工作物の建設等(以下「建築等」という。)について適用し、同日 前に着手した建築等については、なお従前の例による。